

公 募 公 告

公示 第54号
令和5年3月17日

厚生労働省所管国有財産部局長
千葉労働局長 江原 由明

千葉労働局公共職業安定所において、行政財産の使用許可を受けて有償により飲料用自動販売機を運営する業者について、以下のとおり公募を行う。

記

1. 公募に付する事項
千葉労働局公共職業安定所における飲料用自動販売機設置及び管理業務
(再度公告)
2. 設置の目的
庁舎利用者の利便性の向上のため
3. 設置対象施設概要及び設置場所
船橋公共職業安定所第1庁舎1階の一部(約1.6㎡)
船橋市湊町2-10-17
飲料用自動販売機 1台
4. 許可事業者数
3に掲げる施設に1業者とする。
5. 使用許可期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。
翌年度以降は必要に応じ1年毎の更新とし、初年度から5年以内の必要な時期に再
公募により事業者を見直すこととする。
6. 経費負担
施設ごとに定められた国有財産使用料を納付すること。
自動販売機及び個別電力メーター計器を受託者負担にて設置し、使用した光熱水料
について負担すること。
また、管理維持費、人件費、光熱水費、消耗品費、撤去費、公租公課及び飲料用自
動販売機等設置事業に必要な一切の経費についても受託者負担とすること。
7. 選定方法
自動販売機等設置業務公募要領に従い作成し提出された企画提案書について、選定
委員会にて評価選定をし、それぞれ受託業者を決定する。

8. 公募参加資格等

- (1) 飲料メーカー、ベンダー企業及び飲料水を扱っている事業者であり、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働保険及び社会保険に加入し、かつ保険料の滞納がないこと。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。
- (5)
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
 - イ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

9. 公募期間及び公募要領配布場所

- (1) 公募期間 令和5年3月17日(金)から令和5年4月12日(水)
- (2) 配布期間 令和5年3月17日(金)から令和5年4月7日(金)
- (3) 配布場所 千葉市中央区中央4-11-1
千葉労働局総務部総務課 会計第3係
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

10. 企画提案書の提出期日

- (1) 提出場所 千葉労働局総務課会計3係へ持参するか郵送にて提出すること。
- (2) 提出期日 令和5年4月12日(水)15時(郵送の場合は必着)

11. 公告に関する問合せ先

千葉労働局総務部総務課会計第3係
電話 043-221-4311